

令和4年度入札・契約制度改革の概要について

1. コンサルタント案件への前払金制度の導入

現在、宇治市では既に工事案件に前払金制度を導入しているところですが、委託期間中に受注者が受託業務に関して支払いが発生することから、コンサルタント案件においても前払金制度を導入することとします。

(1) 対象案件

コンサルタント案件のうち、予定価格100万円以上の案件とする。

(2) 前払金の限度額

契約金額の3割とする。

(3) 導入開始時期

令和4年10月1日以降に公募を開始する案件から適用する。

2. 発注区分の見直し

(1) 一般土木工事の一部見直し

予定価格概ね3億円から概ね5億円までの一般土木工事の案件の参加要件については、適正な競争環境が確保できると認められた場合、市内業者の受注機会の拡大のため、代表者（親）・構成員（子）共に市内業者による共同企業体（JV）とします。

(2) 塗装工事の発注基準の見直し

適正な競争環境を確保するため、塗装工事案件については、最希望又は希望しているものが入札に参加できることとします。適用は令和4年5月1日以降に発注する案件とします。

(3) 管工事の一部見直し

適正な競争環境を確保するため、管工事の一部について発注区分における

経審点数の見直しを行います。適用は令和4年5月1日以降に発注する案件とします。

(4) 地質調査業務の一部見直し

他団体の地質調査業務の受託状況や履行状況を踏まえ、地質調査業務の発注区分について一部見直しを行います。適用は令和4年5月1日以降に発注する案件とします。

3. その他

(1) 納税証明書の提出について

業者登録などの際に納税証明書の提出を求めているところですが、これまで写しの提出も可としていましたが、今後は原本を提出いただきますようお願いいたします。

(2) 市内業者の宇治市競争入札等参加資格（業者登録）について

市内業者の競争入札等参加資格登録の有効期間は令和5年3月31日までとなっております。令和5・6・7年度宇治市競争入札等参加資格審査申請（市内業者用）の受け付けについては、令和4年11月を予定しております。申請を忘れた場合、令和5年度の追加受付まで申請を受け付けできませんのでご注意ください。

(3) 業者登録追加受付について

現在、業者登録の追加受付については、5月から10月までの毎月受け付けています。令和4年度も、現行の運用を継続することとします。

(4) 指名業者の事後公表

令和3年度入札・契約制度改革の概要でもご案内しておりましたが、令和4年4月1日以降に公募を開始する予定価格等の事後公表案件については、指名業者についても事後公表とすることとします。

4. その他連絡事項

(1) 各種提出書類について

①宇治市競争入札等参加資格審査申請事項変更届について

業者登録時に、契約課へ提出いただいております営業所の専任技術者や資本関係に関する事項等の申告書（業態調書）の内容に変更があった場合、速やかに変更届を提出いただきますようお願いいたします。（工

事登録業者のみ)

②各種提出書類の厳格対応について

これまでから、入札参加表明時の添付書類の不足及び記載不備について、厳格に対応することを周知してきましたが、特に添付書類の不足については参加表明の意思が読み取れない場合があります。入札参加資格の審査資料であることをご理解いただくとともに、場合によっては審査脱落の対象となりますので、十分ご注意くださいようよろしくお願いいたします。

③経営規模等評価結果通知書の写しの提出について

経営規模等評価結果通知書については、運用上、指名通知の時点で有効な点数で契約課に提出のあったものを適用しています。

参加表明等の締切日において有効であっても、指名通知の日までに有効期限の切れるものについては、無効な点数として取り扱っておりますのでご注意ください。

(2) 公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

既に宇治市ホームページ等でも周知していますように、国、府に準拠する中で、宇治市においても運用を実施しております。下請企業との請負金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等適切に対応していただきますようお願いいたします。

(3) 電子入札システムの手続について

電子入札につきまして、理由なく入札不参加の場合の指名停止措置（1か月）は行いませんが、入札の手続きが最後まで完了しているか改めて確認をお願いします。

また、トラブル等による各書類の未提出を防ぐためにも、十分時間に余裕を持って利用していただきますようお願いいたします。